

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示
  - 青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)
  - 保険医療機関の指定(保険課)
  - 土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)
  - 土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
  - 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求め  
るための発起人の届出(水産課)
  - 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての  
適否の決定(〃)
- ◇ 教 委 告 示
  - 平成十二年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項(小中  
学校課)
  - 平成十二年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項(〃)
  - 平成十二年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項(〃)
  - 鳥取県指定天然記念物の指定(文化課)
- ◇ 人 委 告 示
  - 選考により採用又は昇任させる職の一部改正(総務課)
- ◇ 調 達 公 告
  - 公募型指名競争入札の実施(二件)(管理課)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百三十二号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年六月二十九日

鳥取県知事 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された 発行所
		題 名 及 び 号 数	類 別		
6241	雑誌その他 の刊行物	Street SUGAR VOL. 186	雑誌	04167-04	株式会社 サウザン 出版
6242	〃	アップル通信 1998 12月号 NO. 176	雑誌	01559-12	株式会社 和出版
6243	〃	ベストビデオ 2月号 NO. 145	雑誌	17979-2	三和出版 株式会社
6244	〃	D cup 3	雑誌	06423-3	株式会社 葦
6245	〃	オレソソ通信 NO. 208	雑誌	02189-4	株式会社 東京三世社
6246	〃	Camii 1999 3月号 VOL. 3	雑誌	06144-3	株式会社 東京三世社

6247	〃	チヨーマツハ！！Cho, Mach！！ 1999 1月号 VOL. 1	雑 誌 02190-1	株式會社 東京三世社
6248	〃	熱写ボーイ 1999 4月号 N.O. 103	雑誌コープ 07055-4	株式會社 東京三世社
6249	〃	制服ハンター VOL.6 告白実話 2月号増刊	雑誌コープ 03832-2	口 正 堂
6250	〃	超天然素人娘 3月号 VOL. 52	雑誌コープ 16217-3	雄 出 会 社
6251	〃	天然少女むちゃ！！ 3月号 VOL. 11	雑誌コープ 08577-3	雄 出 会 社
6252	〃	マガジン JUNK 1999 2月号	雑 誌 08279-2	株式會社 ヒデオ出版
6253	〃	水玉エプロン 1998 VOL. 1	雑誌コープ 05322-09	株式會社 ユニオン社創
6254	〃	アナルジャック 露出ジャワー 4月号増刊 NO. 13	雑 誌 09744-4	株式會社 ジャック出版
6255	〃	ときめきDcup学園 1999 3月号	雑 誌 16673-3	株式會社 ジャック出版
6256	〃	露出ジャワー 4月号 VOL. 12	雑 誌 09743-4	株式會社 ジャック出版
6257	録画テープ	超淫乱美少女 チンチン大好き！！	B I S - 002	美 少 女
6258	〃	逮捕しちゃうゾ！	B P - 01	株式会社ベス トパートナー
6259	〃	折檻女学院 縛られて燃える変態 女子学生 女子高生智美	な し	パンチャ ヤー
6260	〃	若妻の性13 久我山の若奥様 【わかかな】	M R I - 021	マ ラ イ ヤ
6261	〃	T H E スパリ 裏より抜き撮りシリーズ	K T - 01	不 明

鳥取県告示第四百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年六月二十九日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石田内科・循環器科医院	米子市夜見町一七五八一	平成十一年六月十五日
野坂純齒科医院	米子市西三柳八八二	〃
鳥取県米子保健所	米子市東福原一丁目一四一五	平成十一年六月二十三日
鳥取県倉吉保健所	倉吉市東巖城町二	〃
もりむら皮膚科クリニック	米子市道笑町四丁目二二二一〇	〃
渡部齒科医院	米子市四日市町九四	平成十一年六月二十四日

鳥取県告示第四百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を平成十一年六月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年六月二十九日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第四百三十五号

鳥取市が行う土地改良事業（中山間地域総合整備事業明治地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年六月二十九日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年六月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百三十六号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同令第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第三項に規定する同意を求めるために、発起人になろうとする旨の届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同令第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年六月二十九日

鳥取県知事 片 山 善 博

届 出 事 項	
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区
気高郡青谷町大字青谷二〇一五 河内 種男	鳥取中央夏泊加入区
気高郡青谷町大字青谷二〇一九 島戸 新一	しいらつけ漁業
東伯郡赤碕町大字赤碕二二四六 有限会社 長栄丸漁業 代表取締役 金田 寛	
東伯郡赤碕町大字赤碕二二三四 林原 勤	赤碕加入区

鳥取県告示第四百三十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第六項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十一年六月二十九日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取中央夏泊加入区	しいらつけ漁業
赤碕加入区	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

平成十二年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集を次の要項により実施する。

平成十一年六月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 田 張

平成12年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

1 募集生徒数

(1) 高等部

普通科 単一学級 8人 重複学級 3人

保健医療科 8人

(2) 専攻科

理 療 科 10人

2 出願資格を有する者

(1) 高等部

普通科の単一学級及び保健医療科にあっては視覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第22条の3の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複学級にあっては視覚障害の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平

成12年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者

(2) 専攻科

視覚障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)を卒業した者又は平成12年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第69条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取県立鳥取盲学校長(以下「鳥取盲学校長」という。)に提出しなければならない。ただし、鳥取盲学校長が特に認めるときは、出身(在学)学校長を経由することを要しない。

イ 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書及び視力等の証明書並びに専攻科にあっては、当該学校の卒業又は卒業見込み証明書を添えて、鳥取盲学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成12年2月7日(月)から同月14日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成12年2月14日(月)までの消印のあるものに限る。受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

鳥取県立鳥取盲学校(以下「鳥取盲学校」という。)

(5) その他

鳥取盲学校長は、入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力

<p>検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出されたときは、当該入学志願者）に通知するものとする。</p> <p>4 入学者の選抜の方法 入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。</p> <p>5 学力検査及び面接の日程等 (1) 日時 平成12年3月2日(木)午前9時から午後4時30分まで（午前8時30分までに集合すること。） (2) 場所 鳥取盲学校</p> <p>(3) 学力検査実施教科 ア 高等部     普通科 国語、社会、数学、理科及び英語     保健医療科 国語及び社会 イ 専攻科 国語、理科、数学及び英語（盲学校の保健医療科を卒業した者にあつては、数学又は英語のいずれかを願い出によって保健医療に代えることができる。）     なお、筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。</p> <p>(4) その他 学力検査終了後、面接及び適正検査を実施する。</p> <p>6 合格者の発表 平成12年3月6日(明)正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。</p> <p>7 再募集 合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない学科については、その不足の生徒数についての再募集を実施する。 (1) 出願手続</p>	<p>3の(1)に同じ。</p> <p>(2) 出願期間 平成12年3月21日(火)から同月24日(金)までとする。ただし、郵送による場合は、平成12年3月24日(金)までの消印があるものに限る。受け付ける。</p> <p>(3) 受付時間及び受付場所 3の(3)及び(4)に同じ。</p> <p>(4) 学力検査及び面接の日程等 ア 日時 平成12年3月28日(火)午前9時から午後4時30分まで（午前8時30分までに集合すること。） イ 場所 5の(2)に同じ ウ 学力検査実施教科 5の(3)に同じ。 エ その他 学力検査終了後、面接及び適正検査を実施する。</p> <p>(5) 合格者の発表 平成12年3月29日(水)正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。</p> <p>8 その他 ア この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。 イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。 ウ 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取盲学校（岩美郡国府町宮下1265 電話0857-23-5441）に問い合わせること。</p>
--	--

鳥取県教育委員会告示第十号

平成十二年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集を次の要項により実施する。

平成十一年六月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 田 田 豊

平成12年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項

- 1 募集生徒数
  - 普通科 単一学級 8 人 重複学級 3 人
  - 産業工芸科 8 人
  - 被服科
- 2 出願資格を有する者
 

普通科の単一学級並びに産業工芸科及び被服科にあつては聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複学級にあつては聴覚障害の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

  - (1) 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成12年3月に卒業する見込みの者
  - (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者
- 3 出願方法
  - (1) 出願手続
  - ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取県立鳥取聾学校長(以下「鳥取聾学校長」という。)に提出しなければならない。
  - イ 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当

該調査書及びオーディオグラム(測定したものがなければ、鳥取県立鳥取聾学校(以下「鳥取聾学校」という。)で測定する。)を添えて、鳥取聾学校長に提出するものとする。

- (2) 出願期間
 

平成12年2月9日(水)から同月14日(明)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成12年2月14日(明)までの消印のあるものに限られ、受け付ける。
- (3) 受付時間
 

午前9時から午後5時まで
- (4) 受付場所
 

鳥取聾学校
- (5) その他
 

鳥取聾学校長は、入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。
- 4 入学者の選抜の方法
 

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。
- 5 学力検査及び面接の日程等
  - (1) 日時
 

平成12年3月7日(火)午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)
  - (2) 場所
 

鳥取聾学校
  - (3) 学力検査実施教科
 

国語及び数学
  - (4) その他
 

その他

学力検査終了後、面接を実施する。

<p>6 合格者の発表 平成12年3月15日(水)正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。</p> <p>7 再募集の実施 合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない学科については、その不足の生徒数についての再募集を実施する。</p> <p>(1) 出願手続 3の(1)に同じ。</p> <p>(2) 出願期間 平成12年3月17日(金)から同月22日(水)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成12年3月22日(水)までの消印があるものに限 り、受け付ける。</p> <p>(3) 受付時間及び受付場所 3の(3)及び(4)に同じ。</p> <p>(4) 学力検査及び面接の日程等</p> <p>ア 日時 平成12年3月27日(月)午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)</p> <p>イ 場所 5の(2)に同じ。</p> <p>ウ 学力検査実施教科 5の(3)に同じ。</p> <p>エ その他 学力検査終了後、面接を実施する。</p> <p>(5) 合格者の発表 平成12年3月29日(水)正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。</p>	<p>8 その他</p> <p>(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に申し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。</p> <p>(2) 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校で交付する。</p> <p>(3) 生徒の募集に關し不明な事項は、鳥取聾学校(岩美郡国府町宮下1261 電話0857-23-2031、フアクシミリ0857-27-8606)に問い合わせること。</p>
	<p><b>鳥取聾学校長告示第十一号</b> 平成十一年六月二十九日</p> <p>鳥取聾学校長 田 野</p> <p>平成12年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項</p> <p>1 募集学校及び募集生徒数</p> <p>鳥取県立白兔養護学校(以下「白兔養護学校」という。) 普通科 単一学級16人 重複学級 6人</p> <p>鳥取県立倉吉養護学校(以下「倉吉養護学校」という。) 普通科 単一学級16人 重複学級 6人</p> <p>鳥取県立米子養護学校(以下「米子養護学校」という。) 普通科 単一学級16人 重複学級 6人</p> <p>鳥取県立皆生養護学校(以下「皆生養護学校」という。) 普通科 単一学級 8人 重複学級 9人</p> <p>鳥取県立鳥取養護学校(以下「鳥取養護学校」という。) 普通科 単一学級 8人 重複学級 3人</p> <p>2 出願資格を有する者</p>

<p>(1) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校          単一学級にあっては知的障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第22条の3の表に規定する程度のもので次のいずれかに該当するものとし、重複学級にあっては知的障害の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成12年3月に卒業する見込みの者</p> <p>イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者</p> <p>(2) 皆生養護学校          単一学級にあっては肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度のもので(1)のア又はイに該当するものとし、重複学級にあっては肢体不自由の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。</p> <p>(3) 鳥取養護学校          単一学級にあっては病弱の程度が政令第22条の3の表に規定する程度のもので(1)のア又はイに該当するものとし、重複学級にあっては病弱の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。ただし、原則として、鳥取県立中央病院に入院治療中の者、入院治療を予定している者又は通院治療中の者で通学可能なものに限る。</p> <p>3 出願方法</p> <p>(1) 出願手続</p> <p>ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して志願する養護学校の長に提出しなければならない。</p> <p>イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書（鳥取養護学校にあっては、医師の診断書）を添えて志願する養護学校の長に提出するものとする。</p>	<p>(2) 出願期間</p> <p>ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校          平成12年2月9日（水）から同月14日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、平成12年2月14日（月）までの消印のあるもの限り、受け付ける。</p> <p>イ 皆生養護学校及び鳥取養護学校          平成12年2月8日（火）から同月14日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、平成12年2月14日（月）までの消印のあるもの限り、受け付ける。</p> <p>(3) 受付時間          午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 受付場所          各養護学校</p> <p>(5) その他          各養護学校の長は、入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。</p> <p>4 入学者の選抜の方法          入学者の選抜は、調査書等の審査及び面接の結果並びに皆生養護学校及び鳥取養護学校の単一学級にあっては、学力検査の結果により行う。</p> <p>5 面接の日程等</p> <p>(1) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校</p> <p>(ア) 日時          平成12年2月17日（木）午前10時から午後3時まで（午前9時30分までに集合すること。）</p> <p>(イ) 場所          志願した養護学校</p>
--	---

(2) 皆生養護学校

ア 学力検査

(ア) 日時

平成12年2月21日(月) 午前10時15分から(午前10時までに集合すること。)

(イ) 場所

皆生養護学校

(ウ) 学力検査実施教科

国語及び数学

イ 面接

学力検査終了後、面接を実施する。

(3) 鳥取養護学校

ア 学力検査(単一学級の志願者に対してのみ実施)

(ア) 日時

平成12年2月21日(月) 午前9時20分から午後2時まで(午前9時までに集

合すること。)

(イ) 場所

鳥取養護学校

(ウ) 学力検査実施教科

国語、数学及び英語

イ 面接(志願者全員に対して実施)

(ア) 日時

単一学級の志願者にあつては学力検査終了後、重複学級の志願者にあつては

午前10時から正午まで(午前9時40分までに集合すること。)、面接を実施する。

(イ) 場所

鳥取養護学校

6 合格者の発表

各養護学校において次の日時に発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身

(在学) 学校長に通知する。

(ア) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成12年2月19日(土) 正午

(イ) 皆生養護学校

平成12年2月24日(木) 正午

(ウ) 鳥取養護学校

平成12年2月24日(木) 正午

7 再募集

合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない場合は、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

(1) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

ア 出願手続

3の(1)に同じ。

イ 出願期間

平成12年2月21日(月) から同月23日(水) までとする。ただし、郵送による

場合は、平成12年2月23日(水) までの消印のあるもの限り、受け付ける。

ウ 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

エ 面接の日程等

(ア) 日時

平成12年2月25日(金) 午前10時30分から(午前10時までに集合すること。)

(イ) 場所

志願した養護学校

オ 合格者の発表

平成12年3月1日(水) 正午に各養護学校において発表するとともに、合格者

及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

(2) 皆生養護学校

<p>ア 出願手続 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 出願期間 平成12年2月25日(金)から同月29日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成12年2月29日(火)までの消印のあるもの限り、受け付ける。</p> <p>ウ 受付時間及び受付場所 3の(3)及び(4)に同じ。</p> <p>エ 学力検査及び面接の日程等</p> <p>(ア) 日時 平成12年3月3日(金)午前10時15分から(午前10時までに集合すること。)</p> <p>(イ) 場所 皆生養護学校</p> <p>(ウ) 学力検査実施教科 国語及び数学</p> <p>(エ) 面接 学力検査終了後、面接を実施する。</p> <p>オ 合格者の発表 平成12年3月7日(火)正午に皆生養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。</p> <p>(3) 鳥取養護学校</p> <p>ア 出願手続 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 出願期間 平成12年2月25日(金)から同月29日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成12年2月29日(火)までの消印のあるもの限り、受け付ける。</p>	<p>ウ 受付時間及び受付場所 3の(3)及び(4)に同じ。</p> <p>エ 学力検査及び面接の日程等</p> <p>(ア) 日時 平成12年3月3日(金)午前9時30分から(午前9時までに集合すること。)</p> <p>(イ) 場所 鳥取養護学校</p> <p>(ウ) 学力検査実施教科(単一学級の志願者に対してのみ実施) 国語及び数学</p> <p>(エ) 面接(志願者全員に対して実施) 単一学級志願者にあつては学力検査終了後、重複学級の志願者にあつては午前10時から正午まで(午前9時40分までに集合すること)、面接を実施する。</p> <p>オ 合格者の発表 平成12年3月6日(月)正午に鳥取養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、各養護学校の長が定める。</p> <p>(2) 生徒の募集に関する説明会を各養護学校において次の日時に開催する。</p> <p>ア 白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校 平成12年2月1日(火)午前10時から</p> <p>イ 皆生養護学校 平成12年1月28日(金)午後1時30分から</p> <p>ウ 鳥取養護学校 平成11年12月2日(木)午後1時30分から</p> <p>(3) 生徒の募集に関し不明なことは、次に問い合わせること。 白兎養護学校(鳥取市伏野1550-1) 電話0857-59-0585 倉吉養護学校(倉吉市長坂新聞1231) 電話0858-28-3500</p>
--	---

米子養護学校 (米子市蚊屋343 電話0859-27-3411)  
 皆生養護学校 (米子市上福原七丁目13-4 電話0859-22-6571)  
 鳥取養護学校 (鳥取市江津260 電話0857-26-3601)

鳥取県教育委員会告示第十二号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をする。

平成十一年六月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

天然記念物の部

名 称	地 域
かまこしき溪谷の侵食地形	俣野川のうち細谷えん堤からヒナ山せきまでの区域(国有地に限る。)

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第二号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号(選考により採用又は昇任させる職について)の一部を次のように改正し、平成十一年七月一日から施行する。

平成十一年六月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

第一項中「候補者選考委員の職」を「選考委員の職」に改める。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年6月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工事名 県営住宅浜坂第一団地建替工事(第一工区)
- (2) 工事場所 鳥取市浜坂五丁目
- (3) 工事内容

ア 本件工事は、居住水準の高い良質の県営住宅を建設するとともに、周辺地区の住宅環境を改善しようとするものである。

イ 本件工事は、別途発注の電気設備工事及び機械設備工事並びに第二工区の建替工事等と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 住 棟

鉄筋コンクリート造3階建(2棟)

建築面積 731.36㎡

延べ床面積 1,928.28㎡

イ トラントルーム・駐輪場

鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造平屋建(4棟)

建築面積 71.32㎡

<p>ウ 集会所</p> <p>木造平屋建</p> <p>延べ床面積 71.32㎡</p> <p>建築面積 87.26㎡</p> <p>延べ床面積 71.55㎡</p> <p>エ その他</p> <p>外構一式</p>	<p>(5) 工期 平成11年8月から平成12年7月25日まで</p> <p>(6) 予定価格 371,540,400円(消費税及び地方消費税の額を含む。)</p> <p>2 技術資料の提出ができる者</p> <p>技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 県内に本店を有する者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(建築一式工事)の許可を受けていること。</p> <p>(4) 平成10年7月鳥取県告示第492号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。</p> <p>(5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。</p> <p>(6) 平成11年6月29日(火)から同年7月8日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(7) 平成11年4月1日(木)から追って通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申</p>
<p>立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。</p> <p>(8) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。</p> <p>(9) 平成2年度以降に工事が完成し引き渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の3階建以上の建物で、一棟の延べ床面積が700㎡以上のものの建築工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>(10) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>ア 平成2年度以降に同種工事に従事した経験を有する者であること。</p> <p>イ 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建築施工管理(一級)の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成11年6月29日(火)から同年7月8日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220</p> <p>鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)</p> <p>(2) 技術資料の提出</p>	

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行が成されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年6月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工事名 県営住宅浜坂第一団地建替工事（第二工区）

(2) 工事場所 鳥取市浜坂五丁目

(3) 工事内容

ア 本件工事は、居住水準の高い良質の県営住宅を建設するとともに、周辺地区の住宅環境を改善しようとするものである。

イ 本件工事は、別途発注の電気設備工事及び機械設備工事並びに第一工区の建替工事等と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 住 棟

鉄筋コンクリート造3階建（2棟）

建築面積 684.26㎡

延べ床面積 1,855.62㎡

イ 駐輪場

コンクリートブロック造平屋建（4棟）

建築面積 47.94㎡

延べ床面積 47.94㎡

ウ その他 外構一式

(5) 工期 平成11年8月から平成12年7月25日まで

(6) 予定価格 355,288,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

<p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていること。</p> <p>(4) 平成10年7月鳥取県告示第492号（建築工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づき入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るにもを有すること。</p> <p>(5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。</p> <p>(6) 平成11年6月29日（火）から同年7月8日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(7) 平成11年4月1日（木）から追って通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。</p> <p>(8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。</p> <p>(9) 平成2年度以降に工事が完成し引き渡しを完了している鉄筋コンクリート造又はは鉄骨鉄筋コンクリート造の3階建以上の建物で、一棟の延べ床面積が700㎡以上のもので建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>(10) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>ア 平成2年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。</p>	<p>イ 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間 平成11年6月29日（火）から同年7月8日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料の提出 本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所 (1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法 持参すること。</p> <p>(3) 技術資料の審査 提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。</p>
---	--

- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行が成されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。